

令和6年度 第4回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和6年10月18日（金）午後1時15分から午後2時55分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎 201会議室

3 出席者：被保険者代表委員

栗倉小夜子、本田佳美、上羽清美、森益美、
保険医・保険薬剤師代表委員

飯田泰成、坂根昇

公益代表委員

岡田佐代子、伊藤位豆子、森口紀子、大橋淳、橋本昌明

被用者保険等保険者代表委員

山田一貴

事務局

市民環境部 志水部長 保険事業課 中村課長、小谷課長補佐、佐川係長
税務課 松川課長、柴野主任

欠席者：浜上玉恵、安井俊雄、船戸一晴、赤木重典

4 議 事：（１）京丹後市国民健康保険税の賦課方式について
（２）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：0人

7 要旨：次のとおり

事務局

只今から令和6年度、第4回京丹後市国民健康保険運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、市民環境部長の志水と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、欠席の委員がおられますが、京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により過半数の委員のご出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。また、本日の出席者につきましては、お手元に座席表がございますのでご確認をいただきたいと思います。それでは、開会にあたりまして、橋本会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長

本日も会議を招集させていただきましたところ、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

今年度は、市長から国民健康保険税の賦課方式について諮問がありまして、たびたびお世話になります。本日もよろしくお願いいたします。

私は最近視力が衰えまして、資料を読んで頭に落とすのが大変になりました。視力という点で言うと、今から60年近く前にイギリスのBBCという放送局が、科学番組でオーストラリアのハンマーオーキッドというランの紹介をしていました。このランはある特定のハチが花粉を媒介しますが、

そのハチはオスが先に羽化して、メスが後から羽化するというその間隙を縫ってハンマーオーキッドが咲きます。おまけに植物でありながら、メスのハチに擬態しています。オスのハチがメスだと思って交尾をしようとすることによって、花粉をつけ、また次のハンマーオーキッドに行って同じことを繰り返す。そこで花粉が媒介されていくという特殊な植物です。そんなことを考えると、外界を認識する能力を彼らは持っているのではないかとそんな思いを持ちました。

私も 30 代にたくさんランを育てていました。幾つかの種では、あれ、これこっち向いて咲いているよねって思わせるようなことが幾つかありまして、いまだにその思いは捨ててきれていません。

植物というのは、匂い物質でコミュニケーションをとったり、或いは自分の害虫の天敵を呼び寄せるような匂い物質を発散させることが知られています。さらに音波でも、私たちが聞くことのできない領域でコミュニケーションをとっているのではないかという報告もされています。しかしながら、まだ物を見分ける力があるという報告は一切ないのが現実のようです。

私たち動物はすべて目というものを持っています。この目はどこから来たのか、どういう進化をしてきたのか疑問に思っていました。最近 DNA の研究の中で約 5 億年前に元になる視細胞が、我々動物の中に取り込まれたと言われています。それは水の中で生活していたとき、クラゲが植物性プランクトンの藍藻のシアノバクテリアを取り込んだことによって、その遺伝子で明暗がわかるようになった、そこがスタートのようです。そして、普通は考えられないようなことが 2 回ほど起こった。それは二倍体同士の繁殖が起きたことで視細胞はどんどん豊かになり、私たちのような目に発展してきたという報告がされています。

そういうことを考えてみると、生物は非常に柔軟性が高いということを思うわけです。私たちのような真核細胞を持っている生物は、必ず細胞の中にミトコンドリアを持っています。ミトコンドリアとは別の生物です。ミトコンドリアは酸素を使って短時間にエネルギーを出すことができるということで、生きていく上で有利だったため取り込んだ。それがずっと代々続いています。

また哺乳類は、異物である胎児を体内で育てるための胎盤について、ウイルスのステルス性という免疫を逃れるシステムを取り込んだことによって可能になった。この様なウイルスとの共生が例として、コロナ禍で紹介されていました。

また、最近ではウミウシの一部に藍藻類を取り込んで体の中で光合成をさせるような生物もいるという紹介もされています。この生物は、光合成の機能が悪くなると、新しいものに取り換えてしまうという性質もあるようです。

私たちも、そしてまた病気の元であるウイルスも、自分たちの生きるための進化をどんどん遂げていることを考えると、病気と私たちとの闘いは今後もずっと続くと考えています。

今日は、前回各グループでそれぞれご論議いただいたことをベースに、事務局でいろいろな資料を作っていただいております。これをベースに今日は話を進めていきたいと思います。先ほど申し上げましたように、目が見えにくくなっていますので、できるだけわかりやすく事務局の方にご説明いただき、話を進めていきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは京丹後市国民健康保険条例施行規則第 6 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、これより先は会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋本会長よろしくお願いいたします。

会長

会議に先立ちまして、議事録署名委員を指名いたします。本日は、大橋委員と上羽委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3. 協議・報告事項の（1）京丹後市国民健康保険税の賦課方式について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

本日、資料 1 から 4 まで配布させていただいております。確認をお願いいたします。
それでは、資料 1 から順番にご説明いたします。

———（資料 1， 2， 3 により説明）———

会長

ありがとうございました。たくさん報告をいただきました。委員のみなさん、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

会長

この試算というのは今年の税額をもとにということでしょうか。

事務局

今年の賦課総額と同じくらいになるように、全ての試算をしております。

会長

先ほど軽減の分については、こんな形で軽減があつてこうなりますという説明がありましたが、軽減されていない方についての資料はないですね。

委員

これは最低賃金が上がったことの影響は何も関係ないですか。

事務局

この試算についてはそのことは加味していません。

会長

今年の課税は、昨年の収入が基になりますから、今年の収入は来年の課税部分に影響するということですね。

委員

2 点質問があります。資料 1 の 1 ページについて、国保税の調定額を確保することを基準に試算をされているという前提ですけれども、徴収額についても A 案から E 案まで全て今と同じような基準で、どの案をとっても徴収率は一定の率を稼げるかどうかということが 1 点目です。2 点目は、固定資産税の 5 万円という設定は、加入者の方の平均ということでしょうか。

事務局

徴収率は考慮していない数字となりますが、C 案以外は令和 6 年度の課税額と同じくらいになるように試算をしています。令和 5 年度の徴収率が約 97% ありましたので、同じ程度で考えております。

固定資産税の 5 万円の設定は平均ではありませんが、わかりやすい金額ということで設定しています。ですが資料 2 の 5 ページで、固定資産税は 5 万円から 6 万円くらいが平均となっています。

会長

その他はいかがでしょうか。

会長

資料 2 の 5 ページで年代別の固定資産税の平均が出ています。主にどの様なものに固定資産税が

かかっているのか。家屋だったりするのかなと思うのですが、新築したら当然高くなり、何年か経ったら税額は下がってくると思います。そこも含めてトータルでこれぐらいだということでしょうか。

事務局

これは令和 6 年度の固定資産税の賦課額ですので、全部です。新築から年数の経った建物、土地の全てがこの中に含まれます。

会長

その他はいかがでしょうか。

委員

資料 1 にある試算というのは、A 案から E 案までこれは軽減されない方でしょうか。

事務局

軽減も含めた金額で試算をしています。資料 1 の全ての案ともに、世帯の例は①から④で同じ世帯で試算をしています。世帯の例④の 65 歳以上世帯につきましては、7 割軽減という設定で試算をしています。資料 1 の 11 ページでは資産割廃止により税額が変動する世帯を棒グラフで示していますが、これも、令和 6 年度当初賦課の状況で軽減も含んだ試算となっています。

委員

後期高齢者へ移行する前の世帯がすべて 7 割軽減とか 5 割軽減ではないですよ。全体の約 5 割が軽減世帯ということですが、5 割は軽減世帯ではない。資料 1 の世帯の例④を見たときに現行で 3 万 8000 円、こんなに安い世帯があるのかとこの例を見て驚きました。他の被保険者代表の皆さんがどう思っておられるのかわかりませんが、もっともっと高いはずなのにおかしいなと思えます。やはり、まず軽減がない状況で示してもらわないと、軽減ありきで 3 万 8000 円が 3 万円になりますと言われても、被保険者としてはピンとこないと思います。資料の出し方に偏りがあるのではないのでしょうか？

事務局

資料 1 のモデル世帯の中で、①②③の世帯については軽減のない世帯の試算で、④の世帯については 7 割軽減の世帯の試算になります。この軽減については資料 3 により説明をさせていただきました。軽減ありきという指摘をいただきましたが、資料 3 については法定軽減の仕組みを説明するために作成した資料となります。

会長

60 代以降の方については、資産割が一定ある方が多いため、資産割がなくなると国民健康保険税が減るだろうと思うのですが、実態としてどうなのかが見えてこないということだと思います。

事務局

所得割のない方に対しての軽減策について示した資料で、例は高齢者世帯となっていますが、年代関係なく所得のない方については軽減があります。

委員

A から E 案について、資産割廃止により税額が変動する世帯の状況のグラフで、変更なしを境に減額と増額の方のグラフが同じような感じに見えますが、京都府の示した標準保険税率の C 案については、増額になる金額が他の案に比べてかなり増えています。それでも A から E 案の課税額が令和 6 年度の課税額になるようにしてあるのでしょうか。

事務局

このC案は京都府が示した標準保険税率で高めに設定がしてありますので、この案については令和6年度の課税額より大きくなっています。C案以外については、令和6年度と同じぐらいの課税額となるように試算をしています。

委員

最終的に、京都府の示す標準保険税率に合わせないといけないですか。

事務局

これはあくまで参考税率です。この標準保険税率を採用されてる市町村もありますけれど、今は市町村で決めることになっていますので、これはあくまでも参考です。

会長

最終的には自治体で考えて、納付金を払ったらいいいということですね。

委員

京都府の示す標準保険税率を採用したら調定額が増えるということですか。

事務局

このC案を採用したら、国民健康保険税の賦課額が増え、税収が増えることになります。ただそうすると、国保の被保険者の負担が大きくなることになります。

会長

よかったですしょうか。
他はいかがでしょう。

会長

それでは前回の会議の中で、それぞれのグループで議論いただいたことをベースにまとめていただいています。資料4について、事務局より説明をお願いします。

———（資料4の説明）———

会長

事務局から前回会議の意見のまとめについて報告をいただきました。

3方式4方式の問題はずっとこの間、課題としてあり、税の負担という面で不公平感があるのではないかということから、こういった議論が始まったと思います。市長からの諮問についてもそういう背景があったことによるものと思っています。

そういった中で今日まで議論を進めてきました。今後は一定の方向性を出していくことになりましたが、もう少し委員のみなさんのご意見を伺いながら方向性を出したいと思っています。いかがでしょう。

会長

国保税という形で税金なので、税の三原則、平等、中立、簡素という視点も含めてご論議いただけたらと思います。

前回の各グループのご意見では、3方式の方がというご意見が多かったように思いますけれど、その点についてはいかがでしょう。

委員

すでに大阪府などでは、同じ所得水準、同じ世帯構成なら同じ保険料という方針を示されて実施され、それによって国から補助金をもらい豊かな運営をされていますよね。京都府も将来的には 3 方式でということを決めておられますので、京都府が保険料水準の統一をする時に京丹後市は 3 方式に急いでするのか。国は保険料水準の統一を進めていて、京都府もそれに追随する方向となっている中、京丹後市だけはそういう方向とならないのであれば、どのようなご意見が出ているのか教えて欲しいです。

事務局

大阪府と奈良県が県内で同じ税率にされています。京都府はまだですが、府内でも 3 方式が増えています。以前から 3 方式にしたかどうかというご意見をいただいておりますが、4 方式のままでという強いご意見はいただいていません。

会長

京都府も昨年末に一定の方向性を出そうとしたけれど、延ばしたのですね。

事務局

京都府では、保険料水準の統一の時期はまだ決まっていません。今後話し合っていくことになっています。ただ、保険料率の統一化をする場合は、4 方式ではなく 3 方式にすることが必要としています。

委員

4 方式がいいかなと言っていたグループです。わかりやすく、文句が出ない方式は 3 方式で間違いはないと思っています。京都府はまだ保険料率の統一の時期が決まっていなくて、強制的に 3 方式に変更しないといけない段階ではない中で、もし京丹後市独自でカラーを出せることができたという案として出しました。現在 4 方式においても徴収率が悪くなく、資産割の負担もしていただいています。国保の構造上 60 歳以上の高齢者が多く、若い人が少ない中、資産割を廃止することで若い人の負担がさらに増えてしまうことになると、京丹後市のカラーとして若い人たちに集まってもらってみんなでワイワイしましょうよという方向性を持つならば、今の 4 方式を維持できる限り維持してもいいのかなという意見だったと思います。

税の 3 原則の話となってくると、もちろんすっきりしているのは 3 方式だと思います。また 4 方式に決めるとなると、京丹後市はこういう姿勢を持っていますというメッセージ性の強い決定になってくると思うので、なかなか難しいかなと思いつつもこのグループでは、そういう意見を出しました。

事務局

ありがとうございます。広く負担を求めた方がいいのではないかというご意見をいただいております。

会長

資産割は、20 代でも結構な平均金額になっているところを見ると、頑張って借金して家を建てる固定資産税がかかり、さらに国民健康保険の資産割もかかってくるという部分もあります。そういう意味で、どれが平等なのかということはなかなか難しいです。その説明がすっきりできるような、簡素な税率ということを一方で考えないといけないと思います。こういった議論が始まったのは、背景にやはり不公平感があったと思います。そこがスタートだったということを考えると、かなり 4 方式は厳しいかなというふうに思っていますが、どうでしょう。

委員

会長さんが言われたように、最初は不公平感だと思います。なぜ国保の加入者だけが固定資産税割があるのか、固定資産税を払っているのに国保税を決めるときにもなぜ固定資産割があるのかと。社会保険や共済など他の保険には資産割はありません。そして一番おかしいと思うのが、京丹後市に固定資産のある方は国保税に反映され、他市に固定資産がある方は一切加味されないこと。この不公平感が大きいと思っています。

会長

賦課方式について方向性を決め、変更する場合はより公平感がある形の検討が必要になると思います。まず、賦課方式について4方式なのか3方式なのかということはどうでしょうか。

事務局

前回の会議で議論をしていただき、各グループで意見を出していただきました。今回まとめという形で出させていただく中で、2つのグループは3方式への移行がいいんじゃないかというご意見をいただき、1つのグループが4方式のままでいいというご意見でしたが、4方式の意味としては、広く皆さんで助け合う制度であった方がいいんじゃないかという意味で事務局として受け止めさせていただきます。

ただその上で、やはり広く皆さんの方で支援してこの制度をしっかりと保っていくという意味では、資産割の廃止による減額分を所得割にすべて上乗せするのではなく、平等割や均等割も含め、広く皆さんで支えていく制度に変えていく方がいいのではないかという意味で事務局は受け止めています。その辺につきましてもご意見いただけたらと思います。

事務局

現在、応能割、応益割は54対46で応能割の方が多くなっています。平等割、均等割が少し少ない状態となっており、50対50に近づけるために平等割、均等割を上げると、所得のない方にももう少し負担をしていただくこととなります。しかし、先ほど法定軽減の中で説明をいたしましたが、所得の状況に応じて7割、5割、2割の軽減があり、軽減分については国府市から公費での補填があります。均等割、平等割の軽減分が増えると、国府市からの公費補填分が増えます。そういった点では国保会計の運営としては被保険者の負担が少なくなって、公費補填分が少し増加することになります。

事務局

補足させていただきます。現状応能割が多く、所得割と資産割の部分が多くを占めてるという状況です。資産割を廃止しそれをすべて所得割に持っていくと、所得割のある方の負担が大きくなるということです。これを応能割、応益割を50対50にすることによって、資産割の減少分をすべて所得割に持っていくのではなく、5割程度を所得割で、残りの分は平等割、均等割とし、皆さんそれぞれ平等に少し負担をいただくという形に変わるということです。

会長

説明いただきましたけれども、どうでしょうか。

委員

A案の均等割平等割の据え置きの方は、現行と同じですが、他の案では均等割が増え、平等割が減るのはなぜですか。

事務局

平等割は1つの世帯に定額でかかる世帯割で、均等割は世帯の人数によってかかるものです。応益割は50%がベースになり、そのうちの約15%を平等割で課税することをベースとして試算をする

と、少し平等割に係る金額を落として、均等割を増やすという結果になりました。これは京都府の国保運営方針の中で示される応能割、応益割 50 対 50 と、平等割と均等割 35 対 15 を基にしています。

前回の会議の中で、4 方式から 3 方式に変わった自治体で、被保険者の方からどういった意見があったのかというご質問がありました。最近移行された自治体に聞いてみたところ、4 方式から 3 方式になったことについてのご意見はほとんどなかったということです。ただ税額を見て自分がなぜ上がったのか、そこに注目をされての問い合わせがあったということでした。毎年、国保に限らず税や料の通知の際は、金額についての問い合わせがありますので、同じような状況だと思います。

委員

この見直し案の方向性を考えていくと、A 案は先ほども説明があったように、資産割をなくした場合、それをすべて所得のある人をお願いするというのは応能割、応益割のバランスが 50 対 50 ではないので、助け合いの制度としてはあまり良くない制度になってくると思います。C 案については参考ということですし、E 案については応能割、応益割が 52 対 48 での試算であり、みんなで助け合っていこうというのであれば、50 対 50 っていうところに落ち着いていくのかなと思っています。

先ほど若い世代の負担が増えるのご意見をいただいたと聞いているのですが、資料 2 の 4 ページを見ると、たくさん所得のある高齢者もおられて、たくさん税金を納めていただいている方もおられるという数字が出ていますので、若い世代ばかりの負担が増えるということにはならないのかなと思います。そうすると事務局から提案いただいている案の中で残っていくのは限られてくると思っています。

会長

この間の議論や、また今日の資料も含めて検討いただいた中でのお話だったと思います。最終的には、3 方式の中でどの方式を選んでいくのか、そんな方向になると思います。そんな中で、できるだけ平等で説明がしやすい中身で方向性を出していくことが求められていると思います。皆さんいかがでしょうか。

委員

私たちのグループで話し合った時に、3 方式 4 方式については 3 方式に移行し、本当に子育て世代で苦しい世帯には、措置を考えていくという形を話し合っていました。その点については、国保だけではなく、市全体での子育て支援の仕方や、福祉施策も含めて考えていただけたらと思います。3 方式にした場合、金額を見て「何でこんな上がったのか」という意見しかないと思いますが、それについては、しっかりと市民に納得していただけるよう説明をしていただければ問題ないのではと思います。

事務局

子育て世帯の激変緩和措置というお話もあって、現役世代は所得のある世帯が多く、負担が増えることが予想されます。先ほども委員が言われましたように、市全体としての子育て支援ということであれば、18 歳までは医療費の補助をしており、1 ヶ月 1 医療機関 200 円の負担で受診できる制度となっています。また 70 歳以上になりますと、国民健康保険証とは別に高齢受給者証の交付があり、現役並み所得者については 3 割負担の方が一部ありますが、多くの方が 2 割負担で医療機関を受診でき、また、現役並み所得者以外は 1 ヶ月の自己負担限度額も 70 歳未満の方より低くなっています。国保税の負担という面だけでなく、受給できる給付側のこともありますので、総合的に考えていただければと思います。その他の子育て支援施策ということでは、保育所の保育料が無料や低くなっていますし、学校給食も子育て世帯の負担軽減のため、一食 200 円の負担で行っていますので、保険税のみのことで考えなくてもよいのかなということは、委員さんのご意見の通りかなと思います。

事務局

ここで、お一人人ずつ 3 方式 4 方式について、また方式の案についてご意見を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長

それでは、順番にお願いしたいと思います。

委員

先ほどからの説明や今までの議論を聞かせていただいている中では、B 案かなと思っています。

委員

私も同じく 3 方式 B 案です。

委員

同じく B 案です。

委員

C 案以外であればいいです。

委員

私も B 案が最適かなと思います。A 案は増減世帯のバランスについては、いいのかなと思ったところがあります。あと D 案についてはデメリットを解消できていないので、段階的に実施するなら 4 方式から段階的に 3 方式に変えていく経過で D 案もありと思いましたが、総合的に考えたら B 案が一番いいのかなと考えております。

委員

どの立場から意見を言ったらいいのか、介護施設の利用者さんやその家族の方の話、また地元の人の話を聞いたりしていますし、移住者の視点から言ったらいいのか難しいです。総合的に考えると今のところは B 案になってしまいます。

委員

いろいろ悩むところですけど、国や京都府の方向性を考えると 3 方式への移行がいいのではないかと思います。そして相互扶助ということで、違った形での補助も考えてもらいたいです。移行にあたっては説明ができ、みなさんに理解していただけることが大事だと思います。理解していただけると、国保税の支払いもしていただけると思います。

委員

難しい話を聞かせていただいて、頭の中に入りきっていないのでよくわかりません。健康保険の通知が来ましたら、夫婦でこの金額を払わないといけないなという感じです。友達は市役所に行ったけれど、「もうこれ決まっています」という態度であったと聞いていますし、言われた通りを払わないといけないと思っています。どの案がということは難しく、いろいろ聞かせていただいても判断が難しいのですが、皆さん B 案がいいと言われるのはそうかなと思います。

委員

私も、B 案が税額変動する世帯のグラフを見たときに、左右の平均が取れているかなと思っていました。

委員

私もベースがないので、聞きなれない言葉の意味をなんだろうと思いつつ、途中説明がわからなくなって困っていますが、3方式にしていくことについては異存ありません。それがもう今の流れだと思いますし、いつまでも変わらないままでいるわけにはいけないので3方式はそれでいいと思います。先ほどからB案という意見を聞きながら、B案なのか、52対48のE案なのか、その辺りのこの差はよくわかりません。変更をするのであれば、その説明についてはわかるようお願いしたいと思います。資料4の4番目のところに段階を踏んで3方式に変更するというものがありました。経過措置を取る場合、どんな方法があるのかなと思いつつ聞かせていただいていたと思います。

会長

皆さん、ありがとうございました。

ご意見を伺い、必要があれば負荷がかかるところへの措置も考えながら、方向性としては3方式のB案、E案かなと思います。

ただ、国、府の流れがあつて京丹後市も変更しますというのは主体性がないなと思います。京丹後市独自の方向性を出してもいいのかなという思いが一方であります。そういう意味では、負荷がかかるところには、手当をしましょうということを京丹後市では考えられたらいいのかな、そんなことを思いつつ皆さんのご意見を聞かせていただいております。

最終的にはこれをまとめて市長に答申をすることになるわけですが、どうさせていただきますでしょうか。ご意見いただいた中で、事務局と会長、副会長で一定まとめをし、それをどういう形で皆さんにご了解いただくのがよいのでしょうか。今年運営協議会の回数が多くなっていますが、気持ちとしては、答申を皆さんに確認いただいて出したいという思いがあります。もう1回申し訳ないですが、運営協議会を開催し確認いただいて答申させていただく方向で、ご理解いただきたいというのが私の思いです。よろしいでしょうか。

～委員了承～

会長

それでは、もう1回この件に関わって運営協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

確認をさせていただきます。最終的にまとめをさせていただきますして、答申書を市長に出させていただきます形になります。次の運営協議会では、答申案を文書で一定お見せできたらと考えております。

意見をすべて聞かせていただきまして、最終は3方式のB案という方向性と思っております。

あと1点、段階的とするのかどうかという部分についても答申に入れていけたらと思っております。例えば、急激な増額にならないような対応をしっかりとやってくださいなど、もし答申に入れるということであれば、そのような文章も入れていく必要があります。その辺を皆さんがどう思われているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

会長

わかりました。前回のまとめの中にも激変緩和をしなければというご意見もあったと思いますがいかがでしょうか。

委員

グループで激変緩和については、急激に変わるランクがあるなら、激変緩和措置を1年なり2年という意見は出ていました。ではどんな激変緩和策があるのかについてはわからないので、事務局からこういう方法がありますというような資料をいただければ、これを答申案に入れて欲しいと言えますと思います。次の会議では市長に答申をされる案を見せていただいて、これでいいよねと

確認できるのが一番ありがたいと思います。

事務局

ありがとうございます。それでは次回出させていただく資料の中で、激変緩和のパターンを示させていただいて、次回会議の中で最終的な判断もいただくということでよろしいでしょうか。

会長

次回、事務局から提案をいただいて、皆さんで確認をしていただく段取りでお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

～委員了承～

会長

ではそのような形でお世話になりたいと思います。

それでは今日予定していました内容については以上で終わりますので、事務局に進行を返します。

事務局

ありがとうございました。

なかなか難しい問題でもありますし、皆さんそれぞれの立場でご意見をいただきましたので、今日一定の方向性を聞かせていただいたと思っています。先ほども言いましたがまとめをさせていただく中で、市長への答申案として次回示させていただきたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

次回の日程ですが、例えば11月8日金曜日はいかがでしょう。それでは現時点で、無理な方がいらっしゃらないようですので、11月8日金曜日の予定でご案内をさせていただきます。

それでは閉会にあたりまして森口副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

副会長

今日はありがとうございました。

この議論は簡単に結論が出せるものではないということは十分承知していただいている事と思いますが、引き続き回数を重ねていただかなくてはいけないことについては、皆さんにもご負担をお掛けしている事と思っています。また事務局の皆さんにおかれましては、丁寧な資料作りをしていただいて、私も素人ながらにやっとわかってきたかなと感じているところです。

今日につきましても大変慎重に議論いただきました。今後この制度の公平性が高まって、説明がつく方向性を示すことができるような、そういう助け合いの保険税の制度になりますように、次回の会議で詰めていけたらと思います。今日はありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上で第4回国民健康保険運営協議会を終了します。皆さん、どうもありがとうございました。